

別表十四（二） 附表の記載の仕方

1 この明細書は、公益社団法人又は公益財団法人が令第73条の2第1項（公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「公益充実活動等ごとの当期積立基準額等の明細」の各欄の記載に当たっては、次によります。

(1) 当該事業年度が当該公益充実活動等（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第23条第1項第1号（公益充実資金）に規定する公益充実活動等をいいます。（2）において同じです。）の同項第2号イに掲げる実施時期の開始の

日の前日の属する事業年度（2）において「最終積立年度」といいます。）である場合にあっては、

「 $\frac{\text{当該事業年度の月数の欄}}{\text{当該事業年度開始の日から実施時期開始日の前日までの月数}}$ 25」の欄は、

「 $\frac{\text{当該事業年度開始の日から実施時期開始日の前日までの月数}}{\text{当該事業年度開始の日から実施時期開始日の前日までの月数}}$ 25」として記載します。

(2) 当該事業年度が最終積立年度後の事業年度である場合にあっては、「公益充実活動等ごとの当期積立基準額等の明細」の各欄（当該公益充実活動等に係る部分に限ります。）は、記載を要しません。